

## 「川崎市八ヶ岳少年自然の家」について

## 1 施設概要

(開 設)	昭和52年8月(築39年)	(指定管理者)	一般社団法人 富士見町開発公社 (第3セ77-)	(利用状況)	延べ利用人数 99,127人 (平成26年度実績)
(所 在 地)	長野県諏訪郡富士見町境字広原12067-482		(長野県諏訪郡富士見町富士見6666-703)		
(敷地面積)	356,691.4㎡		第1期 平成18年4月1日～平成23年3月31日		種別毎利用人数(割合)
(建築面積)	9,980.8㎡		第2期 平成23年4月1日～平成28年3月31日		学校関係 74,196人 (74.85%)
(構 造)	鉄筋コンクリート造、一部木造		第3期 平成28年4月1日～平成33年3月31日		青少年団体 14,715人 (14.84%)
(施 設)	センターハウス棟、アストロハウス、ワーキングホール 宿泊棟(鳥、山、花、星、村)の5棟、定員531名 野外炊飯場、バーベキュー場等	(管理体制)	正規職員7人、契約社員3人、臨時職員26人 (平成28年4月1日現在)		その他団体 2,436人 (2.46%)
(治 革)	昭和52年8月 少年自然の家開所 平成3年4月 小学校自然教室全校受入れ開始 平成17年4月 中学校自然教室全校受入れ開始				グループ・家族 6,442人 (6.50%)
					日帰り 1,338人 (1.35%)

## 2 トコジラミの発生について

## (1) 発生状況

平成27年6月、自然教室で使用した小・中学校各1校の複数の児童から湿疹等の症状が出たため、指定管理者は施設内の寝具の取り換えのほか、原因究明のため調査を実施したところ、トコジラミを発見

## (2) 発生時の対応

- 子どもを中心とした団体が利用している施設であることから、安全性を考慮し、施設の利用を一時中止し、全5棟の害虫駆除の実施を決定

利用中止期間 平成27年6月30日から12月18日まで → 契約上、どこかへいるのか

- 駆除専門業者によるトコジラミの生息状況のモニタリングと居室、畳の消毒(トコジラミの駆除)作業(7月～9月、畳の一部は入替)及び、全宿泊室の寝具等の消毒(7月、11月)を実施
- 消毒により汚損した壁、柱等の改修及び火災報知器等の設置機器の入替を実施(9月～11月)

## (3) 施設再開に向けた改善内容

- 職員による清掃の徹底と目視確認の強化、各部屋にトコジラミのトラップを常時配置し、毎月1回専門駆除業者による監視を実施(12月～)
- 委託業者による館内殺菌消毒の薬剤をトコジラミにも効果があるものに変更予定(平成28年度～)
- 寝具の乾燥、加熱、消毒を年2回から年3回に増やして実施予定(平成28年度～)
- トコジラミだけではなく、ノロウイルス、インフルエンザ等の予防に備え、食堂前の手洗い場を自動水栓、自動手洗い洗剤に変更、増設するとともに、手洗い場を2か所増設(12月)。また、汚物処理セットの配置数を増やし、施設再開前には嘔吐物処理講習会を実施(12月)

## 3 バーベキュー場での事故について

## (1) 発生状況

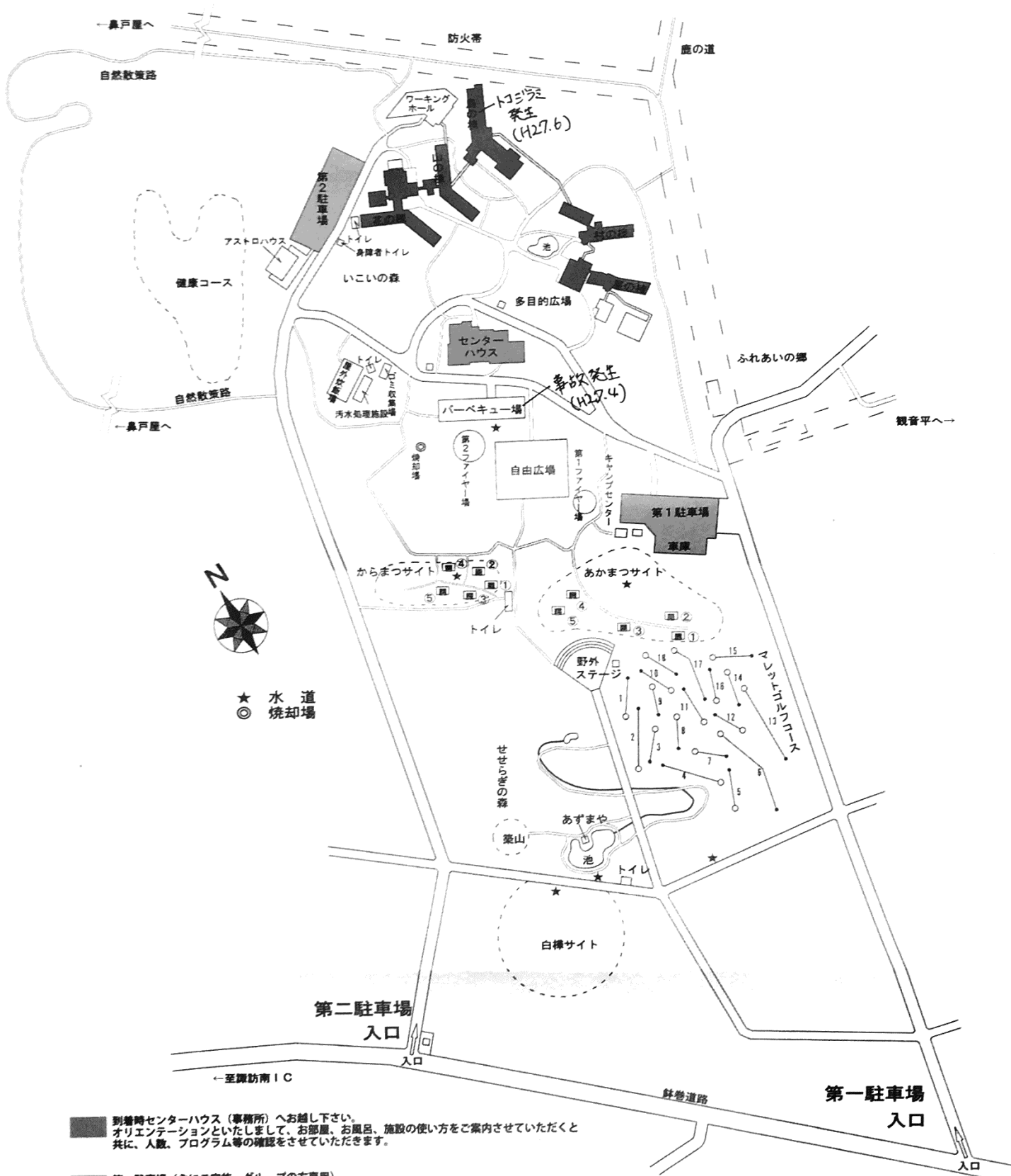
平成27年4月、バーベキュー場においてスタッフの不注意により、使用が禁止されていたジェル状の着火剤を用い飛散、引火させ、利用者が火傷を負い救急搬送及び入院を伴う事故が発生

## (2) 発生後の対応

- キャンプファイヤーを含め着火剤の全面使用中止、火気の取扱方法の全職員への周知徹底(5月～)
- 屋外火気取扱場所への消火器類の増設及び救急箱の配置と利用者への周知(5月～)
- 火器類保管倉庫の常時施錠及び閉錠時の職員の立ち合いを周知徹底(5月～)
- 職員間の連絡方法について、同時に情報共有ができるように職員専用の無線機を導入するとともに、屋外で火気取扱がある場合の事務所職員の体制を2人から3人に変更(5月～)
- バーベキュー場のベンチについて、危険回避時の動線確保の観点から、固定式を撤去し、可動式ベンチに交換(28年3月)
- フィールドワークの専門機関に監修を依頼し、既存の「安全管理マニュアル」を「安全管理マニュアル」と「危急時対応マニュアル」に分冊、「運営オペレーターマニュアル」を改訂し、その他に「体験施設・物品管理マニュアル」、「指導者管理マニュアル」を作成(6月)。また、施設職員に対し、マニュアルを使用した安全指導講習会を実施(11月)
- 万一の事故や災害発生に備え、日頃から上記5つのマニュアルを用いた訓練、研修を行い、緊急時の体制を整備。また、「安全委員会」を月1回開催し、マニュアルを確認し、改善策等の検討を実施(12月～)
- 職員研修計画に安全管理に関する項目を組み入れ、職員全員の安全意識を高める研修を実施するとともに、市職員が現地に赴き施設職員の研修に立ち会うなど、実施状況を確認(平成28年度～)

※平成28年3月31日、業務上過失傷害の罪で施設職員(臨時職員)が起訴され、第1回公判が5月11日に行われ、第2回公判は6月1日の予定

# 施設内活動場所



- 到着時センターハウス（事務所）へお越し下さい。  
オリエンテーションといたしまして、お部屋、お風呂、施設の使い方をご案内させていただくと共に、入館、プログラム等の確認をさせていただきます。
  - 第一駐車場（主にご家族、グループの方専用）  
第二駐車場（主に団体、大型バス専用）
  - 宿泊棟：花、山、鳥、村、星棟、5つございますが、お部屋の指定は出来ません。  
到着時のオリエンテーションで確認して下さい。
- ※センターハウス前で荷物を降ろす事は出来ませんが、道が狭い為気をつけてください。

至小淵沢IC

資料2